

計算書類に対する注記

(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産一定額法

無形固定資産一定額法

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金・職員の退職給付に備えるため、東社協従事者共済会契約者掛金の累計額を計上している。

賞与引当金・職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している
徴収不能引当金・該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収不能引当金の金額を注記する。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、
東京都社会福祉協議会の退職共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

・当法人では、社会福祉事業のみのため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表

(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表

(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

・当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表

(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

・当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

- ア 青梅みどり第一保育園拠点（社会福祉事業）
- 青梅みどり第二保育園拠点（社会福祉事業）
- かすみ保育園拠点（社会福祉事業）
- イ 青梅みどり福祉会拠点（社会福祉事業）

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	671,010,288	0	28,818,581	642,191,707
合 計	671,010,288	0	28,818,581	642,191,707

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物（基本財産）	642,191,707円
計	642,191,707円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	132,768,000円
計	132,768,000円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	924,861,017	282,669,310	642,191,707
構築物	24,251,568	14,155,029	10,096,539
器具及び備品	112,915,507	88,903,123	24,012,384
合 計	1,062,028,092	385,727,462	676,300,630

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	3,754,320	0	3,754,320
未収金	422,740	0	422,740
未収補助金	9,884,045	0	9,884,045
合 計	14,061,105	0	14,061,105

1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

該当なし

1 2. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

該当なし

1 3. 重要な偶発債務

該当なし

1 4. 重要な後発事象

該当なし

1 5. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

1 6. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

	当年度末	前年度末
①支払資金の範囲に含まれる前払費用	510, 250円	8, 052円
②長期前払費用からの振替額	151, 922円	151, 922円
貸借対照表上額	662, 172円	159, 974円